

平成二十九年政令第二百三十四号

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令
内閣は、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第八條第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

(課稅物件)

第一條 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの(以下「特定貨物」という。)には、関稅定率法(以下「法」という。)第八條第一項の規定により、不当廉売関税を課する。

一 法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ(エチレンテレフタレート)(第三條第一項及び第二項において「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。)

二 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。第三條第二項において「特定原産国」という。)

三 平成二十九年十二月二十八日から令和十年二月二日までの期間

2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、平成二十九年九月二日から同年十二月二十七日までの期間内に輸入されるもの(以下「暫定不当廉売関稅賦課貨物」という。)には、法第八條第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

3 この政令における原産地については、関稅法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第四條の二第四項に定めるところによる。

第二條 特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物に課する不当廉売関稅の稅率は、五十三・〇パーセント(別表の上欄に掲げる生産者により生産された特定貨物にあつては、それぞれ同表の下欄に定める稅率)とする。

(提出書類)

第三條 税関長は、高重合度ポリエチレンテレフタレート又は保稅工場若しくは総合保稅地域において行われた高重合度ポリエチレンテレフタレートを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該高重合度ポリエチレンテレフタレートの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2 特定原産国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレート又は保稅工場若しくは総合保稅地域において行われた特定原産国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者は、当該高重合度ポリエチレンテレフタレートの生産者の作成した当該高重合度ポリエチレンテレフタレートの生産を証する書類その他稅率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

3 関稅法施行令第六十一條第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関稅暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第二十八條の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関稅法施行令第六十一條第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関稅暫定措置法施行令第二十八條中「前條第一項」とあるのは「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関稅に関する政令(平成二十九年政令第二百三十四号)第三條第一項又は第二項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合(以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。)にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合(蔵入れ申請等の場合を除く。)にあつては当該特例申告とする」と読み替へるものとする。

(関稅法の適用)

第四條 特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物に課する不当廉売関稅及び法の別表の稅率(條約中に關稅について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による稅率とする。)による關稅については、それぞれ別個の關稅として關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)

第五條 特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物に係る第一條の規定により課される不当廉売関稅の法第八條第三十二項の規定による還付の請求は、毎年十二月一日から翌年十一月三十日までの期間(以下この条において「計算期間」という。)ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなればならない。

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附則(平成二十九年二月二日政令第三三三三号)

この政令は、平成二十九年十二月二十八日から施行する。

附則(令和五年二月三日政令第二八号)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

別表(第二條關係)

| 生産者 | 稅率 |
|---|--------|
| グアンドン・アイヴィエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド(GUANG DONG IVL PET POLYMER CO.; LTD.) | 三十九・八% |
| ジャンイン・シントアイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド(JIAN YIN SHINTAI NEW MATERIAL CO.; LTD.) | 三十九・八% |
| ジャンイン・シントアイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド(JIAN YIN SHIN YU NEW MATERIAL CO.; LTD.) | 三十九・八% |
| ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド(JIAN SUO XIN YUE PLASTIC CO.; LTD.) | 三十九・八% |
| チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド(ZHE JIAN WANKAI NEW MATERIALS CO.; LTD.) | 五十一・〇% |
| チャイナ・リソーシイズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド(CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO.; LTD.) | 五十一・四% |
| ドラゴン・スペシャル・レジン(シアメン)カンパニー・リミテッド(DRAGON SPECIAL RESIN(XIAMEN) CO.; LTD.) | 三十九・八% |